

学校法人夙川学院組織規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人夙川学院（以下「学院」という。）、神戸教育短期大学（以下「短期大学」という。）、夙川学院ソレイユ認定こども園及び神戸教育短期大学付属八尾ソレイユ認定こども園（以下「こども園」という。）の組織について定める。

(教職員)

第2条 学院、短期大学、こども園に、教員、研究員、事務職員、技術職員その他必要な職員をおく。

2 この規程に基づく事務分掌及び事務処理については別に定める。

第2章 学院の事務組織

(法人事務局)

第3条 学院に、法人事務局を置き、次の部をおく。

総務部

2 総務部に、次の課をおく。

総務課

(法人事務局長等)

第4条 法人事務局に、法人事務局長、部長、課長をおく。

2 法人事務局長は、理事長の命を受け、所掌事務を掌理する。

3 法人事務局の部長は、法人事務局長を補佐し、それぞれその所掌事務を掌理する。

4 法人事務局の課長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、それぞれその所掌事務を掌理する。

(宗教部)

第5条 学院に、宗教部をおく。

(宗教主事)

第6条 宗教部に、主事をおく。

2 宗教主事は、理事長の命を受け、所掌業務を掌理する。

第3章 学院の教育研究組織

(短期大学)

第7条 短期大学に、次の学科をおく。

こども学科

2 こども学科の運営については別に定める。

(学長)

第8条 短期大学に、学長をおく。

2 学長は、短期大学を代表し、短期大学の校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

(副学長)

第9条 短期大学に、副学長をおく事ができる。

2 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。

(学科長)

第10条 短期大学の学科に学科長をおく。

2 学科長は、学長の命を受け、学科に関する校務をつかさどる。

(付属施設等)

第11条 短期大学に次の付属施設等をおく。

図書館、幼児教育研究所

(図書館長)

第12条 図書館に、図書館長をおく

2 図書館長は、学長の命を受け、図書館の所掌業務を掌理する。

(研究所長)

第13条 研究所に、研究所長をおく

2 研究所長は、学長の命を受け、研究所の所掌業務を掌理する。

(園長)

第14条 こども園に、園長をおく。

2 園長は、こども園を代表し、こども園の園務をつかさどり、所属教職員を統督する。

(副園長)

第15条 こども園に、副園長をおく事ができる。

2 副園長は、園長を助け、園長の命を受けて園務をつかさどる。

(主幹保育教諭)

第16条 こども園に、主幹保育教諭をおく。

2 主幹保育教育は、園長の命を受け、所掌園務をつかさどる。

(教員・保育教諭)

第17条 短期大学に教員を、こども園に保育教諭をおく。

2 短期大学は、教授、准教授、講師、助教及び助手をおく。

3 短期大学は、必要に応じて特任教員、非常勤講師、客員教員をおくことができる。

第4章 事務組織

(短期大学事務局)

第18条 短期大学に、事務局を置き、次の2部をおく。

(1) 学務部

(2) 入試広報部

(短期大学事務局長等)

第19条 短期大学事務局に、短期大学事務局長を置き、短期大学事務局の各部に、それぞれ部長、次長、課長をおく。

2 短期大学事務局長は、学長の命を受け、所掌事務を掌理する。

3 短期大学事務局の部長、課長は、短期大学事務局長を補佐し、それぞれその所掌事務を掌理する。

(こども園事務室)

第20条 こども園に、事務室をおく。

(こども園事務長)

第21条 こども園事務室に、こども園事務長をおく。

2 こども園事務長は、園長の命を受け、所掌事務を掌理する。

第5章 学院の委員会等

(委員会等)

第22条 学院に関する重要事項の調査審議と円滑な運営のため、必要に応じて委員会等をおくことができる。

2 学院の委員会等については、別に定める。

第6章 短期大学・こども園の委員会等

(教授会)

第23条 短期大学に、教授会をおく。

2 教授会については、別に定める。

(短期大学の委員会等)

第24条 短期大学に、短期大学の教育研究に関する重要事項について調査審議するため、必要に応じて委員会等をおくことができる。

2 短期大学の委員会等については、別に定める。

(こども園の委員会等)

第25条 こども園に、こども園の教育に関する重要事項について調査審議するため、必要に応じて委員会等をおくことができる。

2 こども園の委員会等については、別に定める。

(改廃)

第26条 この規程の改廃は、理事長が決定する。

附則

この規程は、平成25年 9月1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月1日から施行する。

この規程は、2022年 4月1日から施行する。